

全国大会等出場に対する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツの振興を図るため、全国規模等を対象とする大会に出場する市民又は団体に対して、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となるもの)

第2条 助成金を交付する対象となるものは次のいずれかに該当するもの（団体を含む）で、本市を含む地域を対象として行う予選又は選考を経て、県又は市を代表して全国大会等への出場資格を得たものとする。ただし、他市町村から同等の助成金の交付を受けたものは除く。

- (1) 個人競技に出場する本市に住所を有する者
- (2) 個人競技に出場する本市に所在する学校に在籍する者
- (3) 団体として競技に出場する本市に所在する団体
- (4) 県選抜等団体で出場する本市に住所を有する者
- (5) その他市長が認めたもの

(助成の対象となる大会)

第3条 前条の全国大会等とは全国を対象とする大会で、次のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 国若しくは地方公共団体、日本スポーツ協会加盟団体又は日本学生野球協会が主催・共催する大会（ただし、出場資格範囲が一部の特定団体（地域、職域又はスポンサー）である大会を除く。）
 - (2) その他市長が認めた大会
- 2 前項の規定にかかわらず、小・中学生については、中国大会以上（小学校体育連盟又は中学校体育連盟が主催する大会を除く。）とするが、中国大会又はそれに続く全国大会のいずれかを対象とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者又は団体（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）を出場決定後、市長に提出するものとする。この場合において、出場の日の翌日から起算して1年を経過した日以降の申請については、助成の対象としない。

- 2 前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 予選の際の大会要項、成績及び対象となる大会要項並びに参加申込書（監督名、選手名等記載されたもの）
 - (2) その他市長が必要と認めたもの
- 3 申請者（ただし、高校生以下及び別表5に規定する者を除く。）は、原則として同一年度内に複数回申請することはできない。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の交付)

第7条 申請者は、前条の規定により助成金を交付する旨の通知を受けたときは、助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金の追加、減額、返還等)

第8条 申請者は、助成金を受領した後において申請内容に変更を生じたときは、延滞なく市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を精査した上、助成金を追加支給し、又は助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、助成金を交付した申請者の申請内容に虚偽の事実が判明したときは、当該助成金の全部を返還させるものとする。

(実績の報告)

第9条 申請者は、当該助成金を受け全国大会等に出場した場合は、大会終了後速やかに大会結果等大会に出場したことが確認できる書類を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に実施する大会に出場するものから適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に実施する大会に出場するものから適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に実施する大会に出場するものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に実施する大会に出場するものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に実施する大会に出場するものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に実施する大会に出場するものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に実施する大会に出場するものから適用する。

【別 表】

	交付基準額
・個人競技に出場するもの ・県選抜等で出場するもの	小学生以下1人5,000円
	中学生以上1人10,000円
・団体として競技に出場する 団体	1人あたり上記交付基準額とし、1団体150,000円を限度額とする。
1 県内開催の場合は、上記交付基準額を1／2とする。 2 助成金交付対象者には、監督・コーチを含むものとし、引率・随行のみの者は含まない。ただし、個人出場の場合は、大会規定等で監督・コーチの登録が出場要件となっているものに限る。 3 日本高等学校野球連盟若しくは全国高等学校体育連盟が主催・共催する全国大会又は国際大会出場については、「全国大会等出場に対する助成金交付要領」に定める。 4 同一の者が同一大会において、団体・個人競技の両部門に出場する場合は、個人競技に出場する者としての交付は行わない。 5 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の関係選手団。	